

公開質問状

令和4年2月21日

昨今の厳しいコロナ禍の中にあつて貴議会が日々ご精励いただいておりますことに敬意を表します。私は夫婦の姓のあり方についての議論に関心を持って取材を続けているジャーナリストの椎谷と申します。大変ぶしつけではございますが、貴議会が令和3年6月に可決して国会等に提出された「**選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書**」で引用されている内閣府の「**家族の法制に関する世論調査**」（平成30年2月公表）のデータ表記についてお尋ねします。

【質問】内閣府ホームページの世論調査の「調査表」「集計表」には下記のように書かれています。

(ア) 婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない 29.3%

(イ) 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない 42.5%

(ウ) 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについてはかまわない 24.4%

この中の選択肢（ウ）は読んで字のごとく「夫婦同性を前提とした通称使用の法制化」であり、決して選択的夫婦別姓制度導入に「賛成」や「容認」を示しているものではありません。「通称使用」は「夫婦別姓」ではありません。法務省民事局の参事官として選択的夫婦別姓制度の原案作成に関わった弁護士の小池信行氏も、令和4年1月25日に日本記者クラブで行われた記者会見で、この（ウ）について「夫婦別姓を認める方^{ほう}ではないですね。むしろ反対ではないかと理解します」と語っています。

ところが、貴市議会の意見書は、この世論調査結果について、（イ）に（ウ）を加えて「**夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回りました**」と表記しています。意見書は地方自治法第99条に基づいて「議会の意思」を示す公文書であり、選択的夫婦別姓制度導入の可否に関係なく、根拠としている公表データは正確に引用する必要があります。

そこでお尋ねしたいのですが、貴議会の意見書で、上記選択肢（ウ）を選んだ人を「賛成」や「容認」に含めたことが正当な表記であったか否かをお答えください。正当であるならば、その理由及び根拠を具体的にお示しください。また、正当でないとすれば、その理由・根拠に加えて、今後、既に提出した意見書の措置をどうされるのかも教えてください。各党派間の協議・調整がまとまらないなどの理由で回答を留保したり、期限までに回答が間に合わないと思われる場合にはその旨を記してご返送ください。また、議会の総意としてではなく、各党派や議員の独自のご見解があれば、付帯意見として付記していただいても結構です。なお、期限までに何等のご返信もいただけなかった場合は、「（意見書の内閣府世論調査の表記は）議会の総意として正しい表記である」との意思表示と判断させていただき、以上はマスコミ媒体において公開させていただきます。

誠に恐縮ではありますが、令和4年（2022）4月8日（金）までに、下記住所及びメールアドレス宛に、郵送またはEメールにてご回答いただきたくお願い申し上げます。

【差出人】

〒104-0061 東京都中央区銀座6-6-1 銀座風月堂ビル5F 政経情報研究会
ジャーナリスト 椎谷哲夫（しいたに・てつお）

shiitani.jimusyo@gmail.com 電話：050-5806-5137